

夢の木保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	特定非営利活動法人 夢の木
所在地	伊丹市瑞穂町4丁目77番地
電話番号	072-772-7881
代表者氏名	理事長 山崎 敦子

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	夢の木保育園
施設の所在地	伊丹市瑞穂町4丁目77番地
連 絡 先	電話番号 072-772-7881 FAX 072-772-7881
管 理 者	園長 山崎 敦子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	0歳児 3号 7名 3歳児 2号 9名 1歳児 3号 8名 4歳児 2号 9名 2歳児 3号 8名 5歳児 2号 9名
開設年月日	2009年4月1日 定員増(45→50名 H28年4月1日)

3 保育理念・方針

保育理念	自分を大切に 人を大切に
保育方針	・安全安心な生活の中で、人と関わる力や仲間を思いやる心を育て、それぞれの良さや弱さを認め合い、困った時に助け合える子ども集団を育てます。 ・子ども同士で育ちあう環境の中で、自ら考え、行動できる力を養い、学びの意欲を育てます。 ・季節に合った絵本を常備し、毎日絵本を読み聞かせ、絵本に親しみ物語の世界を楽しみ、心豊かに育てます。 ・「心が育つ 身体が育つ」を目標に、体育講師による体育遊びやリトミック講師による音楽遊びなどを楽しみます。 ・子ども達の「おいしい」のために、安全で季節に応じた食材を選び、栄養面に配慮した献立作りをします。

4 サービスの目的・運営方針

夢の木保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

5、当園における施設・設備等の概要

	全体	本園 〔瑞穂町4丁目77番地〕	夢のキッズハウス 〔瑞穂町3丁目56番地〕
敷地	892.03㎡	565.49㎡	326.54㎡
建物等	建築面積	274.92㎡	111.79㎡
	延床面積	324.60㎡	151.53㎡
	園庭面積	104.87㎡	106.52㎡
	建物構造	木造2階建て	木造2階建て
設備の種類		冷暖房 玄関オートロック 防犯カメラ 県警ホットライン	冷暖房 床暖房 県警ホットライン
設備の種類			

6、職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		園務をつかさどり、所属職員を監督
主任保育士	1	1		園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる
保育士	19	12	7	
保育補助・清掃	2		2	
管理栄養士	1	1		
調理員	2	1	1	
事務員	1	1		

当園では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年3月21日兵庫県条例第4号）」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

7、保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8、保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後6時、午後6時から午後7時

*延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別表の利用者負担が必要となります。

9、提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 一時預かり事業

- (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児		11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ アレルギーをお持ちのお子さんには、除去食及び代替食の対応をしています。
その際は、医師による診断書の提出が必要です。
(場合により、お弁当を持参していただくことがあります)

10、利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11、利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には市町村長に報告し、その指示を得て保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、入所を継続することが適当でないと市町村長が認めるとき

12、嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	山崎子どもクリニック
医 院 長 名	山崎 剛
所 在 地	伊丹市千僧6-103-7
電 話 番 号	072-770-7330

- (2) 歯科

医療機関の名称	福武歯科医院
医 院 長 名	福武 哲夫
所 在 地	伊丹市緑ヶ丘1-117
電 話 番 号	072-778-0118

13、要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任、内藤 久美子 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 072-772-7881 FAX 072-772-7881
---------------	--

担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

14、非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常警報装置 ・ 非常用電源 有 ・ その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

15、利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済保険

※詳しくは，別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

16、当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。